

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 浜松市は、浜松市市民協働推進条例（平成15年浜松市条例36号。以下「条例」という。）第11条第6項に規定する助成について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 条例第11条第1項に規定する浜松市市民協働推進基金（以下「基金」という。）の趣旨に賛同して行われた現金による寄附を行う者をいう。
- (2) 補助 基金の設置目的を達成するための経費に充てる場合に処分された基金の額を財源として、市民活動団体（以下「団体」という。）のうち市長がこの要綱により定めるものに対して、はままつ夢基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付により助成することをいう。
- (3) 前各号で定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語と同一のものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付は、基金を原資として予算の範囲内で行うものとし、補助の対象となる事業は次の区分に応じて別表に定めるとおりとする。

- (1) 団体支援補助事業
- (2) スタートアップサポート事業

(補助対象経費等)

第4条 前条の事業における補助対象団体、補助対象経費、補助金の額については、別表に定めるとおりとする。

(登録)

第5条 第3条第1号の事業から補助を受けようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第6条 前条の登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市はままつ夢基金団体登録申請書（第1号様式）
- (2) 登録団体概要書（第2号様式）
- (3) 活動予算書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）

- (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- (6) 当該年度の事業計画書
- (7) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類の写し
- (8) 最新の役員名簿及び構成員の名簿
- (9) 直近2か年度の活動報告書
- (10) 直近2か年度の貸借対照表、活動計算書など経営状況のわかるもの

2 前条に規定する申請書の提出時において、前項第6号から第10号に規定する書類及び同等の書類が、次に掲げる法人又は団体が登録又は認定を受ける際に市長に提出した書類と重複する場合は、それらの書類の提出を省略することができる。

- (1) 浜松市内にのみ事務所を置く特定非営利活動法人
- (2) 委託に係る市民活動団体の登録に関する要綱の規定により、登録を受けた団体
- (3) 浜松市市民協働センター管理要綱の規定により、認定を受けた団体

（登録の実施等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、条例第12条に規定する浜松市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で、当該申請を提出した団体について、第3条第1号の事業を実施することができる、第4条別表に規定する要件を満たしている団体（以下「登録対象団体」という。）であるか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録対象団体とすることを決定したときは浜松市はままつ夢基金団体登録決定通知書（第6号様式）により、登録対象団体としないことを決定したときは浜松市はままつ夢基金団体登録申請却下通知書（第7号様式）により、当該決定に係る団体に対してその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録対象団体を決定したときは、浜松市はままつ夢基金団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、その内容を公表するものとする。

（登録の変更）

第8条 前条の規定により登録対象団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第6条に規定する書類の内容に変更があったときは、浜松市はままつ夢基金団体登録変更届（第8号様式）に変更内容が分かる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（活動計画書等の提出）

第9条 登録団体は、毎事業年度（事業年度を設けていない場合にあっては、毎年）初めの3月を経過した日から起算して1週間を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 活動予算書（第3号様式）
- (2) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

- (4) 当該年度の事業計画書
 - (5) 前事業年度の活動報告書
 - (6) 前事業年度の貸借対照表、活動計算書など経営状況のわかるもの
- 2 前項に規定する申請書の提出時において、前項第4号から第6号に規定する書類及び同等の書類が、第6条第2項に掲げる法人又は団体が登録又は認定を受ける際に市長に提出した書類と重複する場合は、それらの書類の提出を省略することができる。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 第4条別表に規定する要件を満たさなくなると認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき
- (3) 当該団体から登録取消の申出があったとき
- (4) 前条の活動計画書等を提出しなかったとき
- (5) 浜松市補助金交付規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (6) その他市長が特に必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、遅延なく、その旨を書面により当該登録団体に通知する。

3 市長は、第1項の規定により登録を取消したときは、登録簿から当該登録団体を抹消する。

(寄附者の希望等)

第11条 寄附者は、登録団体の中から支援したい団体を希望した寄附(以下「希望寄附」という。)をすることができるものとする。

2 前項に該当しない寄附金は、市内の市民活動を広く支援するための寄附(以下「一般寄附」という。)として扱うものとする。

(寄附金の受入れ)

第12条 寄附者は、原則として、市が定める納付書により寄附を行うものとする。

2 寄附金の受付窓口は、市指定金融機関、市指定代理金融機関又は市収納代理金融機関とする。

(寄附金の不還付)

第13条 基金に納付された寄附金は、いかなる場合も返還しない。

(基金の処分)

第14条 基金は、条例第11条第5項の規定に基づく経費に充てる場合に限り処分することができるものとする。

2 前項の規定に基づく事業を実施するに当たっては、第11条第1項に規定する寄附者の希望に応じて行われるよう配慮するものとする。

3 基金の処分に係る金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(処分における配慮)

第15条 前条第2項の規定による配慮は、当該寄附のあった日の属する年度から起算して3年目の年度までの間、行うものとする。

(希望寄附を一般寄附として扱う場合)

第16条 希望寄附について、前条の規定による配慮をしたにもかかわらず、当該期間内に寄附目的に応じた処分ができなかった場合は、一般寄附として扱うものとする。

2 前条の規定に関わらず、登録団体が登録を抹消された場合及び補助金交付の申請を取り下げた場合は、当該団体に対する希望寄附を一般寄附として扱うものとする。

(事業の提案等)

第17条 第3条第1号の事業へ提案をしようとする団体(以下「提案団体」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業提案書(第9号様式)

(2) 事業収支予算書(第10号様式)

(3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合。)

2 第3条第2号の事業へ提案をしようとする団体(以下「提案団体」という。)は、前項に規定する書類及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書(第11号様式)

(2) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類の写し

(3) 最新の役員名簿及び構成員の名簿

(4) 活動内容を確認できる資料

(5) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)

(6) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)

(候補事業の検討)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、委員会に審議を求め、その意見を踏まえて補助金交付予定事業を決定し、提案団体に選考結果通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第19条 前条の規定により補助金交付予定事業の決定を受けた団体(以下「補助予定団体」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請書(第13号様式)

(2) 事業計画書(第14号様式)

(3) 事業収支予算書(第10号様式)

(交付決定等)

第 20 条 市長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付決定通知書（第 15 号様式）により、補助金交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、これを公表するものとする。
（交付の条件）

第 21 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止（第 10 条に規定する登録の抹消による場合を含む。）しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(4) 第 1 号から第 3 号までにより付した条件に違反した場合には、補助金の全額又は一部を市に納付させる場合がある。

（軽微な変更）

第 22 条 前条第 1 号の ア に定める軽微な変更とは、次に掲げるいずれかに該当する変更をいう。

(1) 補助金交付決定額の 20 パーセント以下の減額

(2) 内容の変更にあつては、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、補助金交付決定額に変更を生じないもの又は変更を生じる補助金交付決定額が補助金交付決定額の 20 パーセント以内であるもの

(3) 経費の配分の変更にあつては、経費の中の費目相互間における流用であつて、その額がいずれか少ない費目の額の 20 パーセント以内の変更であるもの

（変更の承認申請等）

第 23 条 第 21 条第 1 号の ア の規定による承認を受けようとするときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認申請書（第 16 号様式）

(2) 変更事業計画書（第 14 号様式）

(3) 変更事業収支予算書（第 10 号様式）

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該変更申請内容を審査し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認通知書（第 17 号様式）により通知す

るものとする。

(交付申請の取下げ等)

第 24 条 第 2 1 条第 1 号のイの規定による承認を受けようとするときは、速やかに、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請取下届 (第 1 8 号様式) により届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該申請内容を審査し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金取下承認通知書 (第 1 9 号様式) により通知するものとする。

3 前項の規定により交付申請の取下げの承認を受けた場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第 25 条 補助団体は、補助事業が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 浜松市はままつ夢基金事業費補助金事業完了報告書 (第 2 0 号様式)

(2) 事業収支決算書 (第 1 0 号様式)

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(補助金の額の確定)

第 26 条 市長は、前条の規定により提出された浜松市はままつ夢基金事業費補助金事業完了報告書等を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付確定通知書 (第 2 1 号様式) により当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 27 条 補助金を受けようとするときは、請求書 (第 2 2 号様式) を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続等)

第 28 条 規則第 1 6 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金の交付申請時に、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請書 (第 1 3 号様式) にて概算払の承認申請を併せて行い、資金状況調 (第 2 3 号様式) を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された概算払承認申請等の提出を受け、概算払の必要があると認めるときは、浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書 (第 2 4 号様式) により補助団体に通知するものとする。

第 29 条 補助団体は、前条による浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書を受領した場合は、概算払請求書 (第 2 2 号様式) を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。
- 2 浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に、前項の規定による廃止前の浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3、第4条関係）

区分	団体支援補助事業	スタートアップサポート事業
補助対象事業	次に掲げる要件を満たしている事業のうち、委員会により選定された事業。 浜松市内において実施するものであること。 福祉、環境、文化、スポーツ、子どもの健全育成その他の社会貢献に係る分野のものであること。 営利を目的としないものであること。 市民を主たる対象とするものであること。 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。 補助金の交付を受けようとする年度に本市からの別の補助金等の交付を受けていないこと。 ただし、 又は の要件を満たしていない事業であっても、基金の設置目的に合致しているものとして市長が認める事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。	同左

補助対象団体	<p>次に掲げる要件をすべて満たしている、あらかじめ基金へ登録された団体。</p> <p>社会貢献活動を行うことを主たる目的とする団体であって、継続性を持っていること。</p> <p>浜松市内に事務所を有し、浜松市内を活動の拠点としていること。</p> <p>団体登録申請書の提出時において、継続して1年以上の活動実績があること。(ただし、団体の設立の経緯等を考慮して、前文の要件を満たしている団体に準ずるものとして市長が認める団体については、補助金の交付を受ける資格のある団体とする。)</p> <p>構成員は10人以上であること。</p> <p>宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。</p> <p>公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。</p> <p>法令、条例等に違反する活動をしていないこと。</p> <p>規約、会則、定款又はこれらに類する書類を有していること。</p> <p>市税の未納がないこと。</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たしている団体。</p> <p>社会貢献活動を行うことを主たる目的とする団体であって、継続性を持っていること。</p> <p>浜松市内に事務所を有し、浜松市内を活動の拠点としていること。</p> <p>事業提案書提出時において、市民活動を始めて1年未満であること。</p> <p>構成員は3人以上であること。</p> <p>宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。</p> <p>公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。</p> <p>法令、条例等に違反する活動をしていないこと。</p> <p>規約、会則、定款又はこれらに類する書類を有していること。</p> <p>市税の未納がないこと。</p> <p>ただし、設立1年以上の団体と実行委員会などを組織し活動を行う団体は対象外とする。</p>
補助対象経費	補助対象事業の遂行に係る経費。	<p>事業を実施するために必要な経費で、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料に支払われる経費。</p> <p>ただし、団体の恒常的な運営に要する経費、領収書等の支出の事実を確認できるものを徴することができない経費及び支払い金額が社会通念上かけ離れて高額な経費は対象外とする。</p>
補助金の額	団体ごとに集まった寄附金額の合計の範囲内の額。	補助対象経費の2分の1以内で、5万円を限度とし、円未満の端数を切り捨てた額。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話 () -

浜松市はままつ夢基金団体登録申請書

浜松市はままつ夢基金の補助対象団体として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、当団体は、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱第4条別表に規定する要件を満たしています。

記

(フリガナ) 団体名			
(フリガナ) 代表者氏名			
主たる事務所の 所在地	〒 -		
連絡先 この申請について問合せをしたときに対応できる方	(フリガナ) 氏名	電 話	() -
		F A X	() -
		Eメール	
設立年月日	年 月 日	主な 活動地域	
会報等の発行	有(回発行)・無	会員数	人
ホームページ			
団体の事業年度	月 日から 月 日まで		

(添付書類) 登録団体概要書(第2号様式) 活動予算書(第3号様式)
市税納税証明書(直近2か年度分)又は課税・納税状況確認の同意書(第4号様式)
当該年度の事業計画書 規約、会則、定款、又はこれらに類する書類の写し
最新の役員名簿及び構成員の名簿 直近2か年度の活動報告書
直近2か年度の貸借対照表、活動計算書など経営状況のわかるもの

登録団体概要書

1 団体名・活動分野・自己PR（各項目の記載枠サイズは、適宜加工してください。）

(1)団体名	
(2)種類	特定非営利活動法人 任意団体 その他（ ）
(3)主な活動分野	福祉 環境 文化 スポーツ 子どもの健全育成 その他の社会貢献に係る分野（ ）
(4)自己PR ・アピール ポイント	

2 活動について

(1)これまでの 主な活動実績	
(2)団体の目的 (定款等に記載 された目的)	
(3)団体の活 動・業務(事業 活動の概要)	
(4)現在特に力 を入れている事 業	
(5)4の事業に 関する地域の課 題・目的(必要 性)	(地域の課題) (目的・必要性)
(6)4の事業の 目標と成果の確 認方法	(目標) (成果の確認方法)
(7)4の事業に 関する今後の方 向性・ビジョン	

3 他の組織等からの支援の実績と内容

(1) 助成金・物品等、他の組織から受けた支援の実績	直近2か年度分の実績を記載。
(2) 他のNPO・市民活動団体との協働の実績	協働した団体名と実施内容を簡潔に記載。
(3) 企業等との協働の実績	協働した団体名と実施内容を簡潔に記載。
(4) 行政との協働の実績	協働した団体名と実施内容を簡潔に記載。

4 情報公開について

(1) 活動内容の報告方法	団体のホームページを利用 ブログを利用 ツイッター・フェイスブックを利用 活動報告会を実施 現場見学会を実施 その他（ ）
(2) 寄附を受けた場合、寄附者への活動報告方法	実施活動の報告書を送付 会報等を送付 メールマガジンを送付 活動報告会へ招待 活動現場の見学会へ招待 その他（ ）

5 寄附金募集方法・計画（ 適宜表を追加してご記入ください。）

寄附金の募集方法	
寄附金の募集計画	
対象	
目標寄附額	円（1事業年度間）
寄附金の使途	
寄附でできる事	

活動予算書

年 月 日 ~ 年 月 日まで

(単位:円)

科目	金額		
経常収益			
経常収益計			
経常費用			
1. 事業費			
事業費計			
2. 管理費			
管理費計			
経常費用計			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

(事業費の内訳)

事業費の区分は以下のとおりです。

(単位:円)

科 目	事業費	事業費	事業費	事業費計
合 計				

第 4 号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 市民協働・地域政策課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

_____ 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金：浜松市はままつ夢基金事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市はままつ夢基金事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第6号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市はままつ夢基金団体登録決定通知書

年 月 日に申請のありました、浜松市はままつ夢基金団体登録について、
貴団体を登録簿に登録することを決定しましたので通知します。

第7号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市はままつ夢基金団体登録申請却下通知書

年 月 日に申請のありました、浜松市はままつ夢基金団体登録について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

団体登録申請を却下する。

理由：

第8号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

電話() -

印

浜松市はままつ夢基金団体登録変更届

下記のとおり、登録した内容に変更が生じたので届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

3 変更年月日 年 月 日

変更内容が分かる書類を添付してください。

第9号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話() -

事業提案書

次のとおり、事業を提案します。

事業名	
実施時期	年 月 日() ~ 年 月 日()
実施場所	
対 象	
概算事業費	円
事業の目的	* 何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入
事業の内容 (事業の対象や 手法などを具体 的に記入)	* 内容がわかる詳細資料を別途添付
期待される 効 果	* その事業に取り組むことによって、市民がどのような効果を受けるか。

(添付書類) 事業収支予算書(第10号様式)

スタートアップサポート事業提案時に追加に必要な書類

団体概要書(第11号様式) 規約、会則、定款又はこれらに類する書類の写し

最新の役員名簿及び構成員の名簿 活動内容を確認できる資料

第10号様式

事業収支予算書（変更事業収支予算書・事業収支決算書）

1 収入の部

単位：円

項目	<u>変更予算額</u> ・ <u>決算額</u> <u>(A)</u>	予算額 <u>(B)</u>	<u>比較(A)-(B)</u> <u>マイナスは</u> で表記。	備考
自己資金				
夢基金補助金				
合計				

2 支出の部

項目	<u>変更予算額</u> ・ <u>決算額</u> <u>(A)</u>	予算額 <u>(B)</u>	<u>比較(A)-(B)</u> <u>マイナスは</u> で表記。	備考
合計				

収入と支出の合計は、同額となるようにしてください。

決算書として提出する場合は、領収書等の支出状況の分かる書類を添付してください。

予算書として使用する場合は、上記の下線部の項目欄を削除するものとする。

第11号様式

団体概要書

団体名	(フリガナ)		
主たる事務所の所在地	〒		
連絡先	電話番号		
	E-mail		
代表者氏名	(フリガナ)	構成員数	人
設立(活動開始)年月	年 月	主な活動地域	
ホームページの有無	有 (URL) / 無		
団体の設立目的			
これまでの主な活動実績			
事業年度	月 日 から 月 日 まで		
名簿 (3名以上については、外人と記載してください。)	氏名	住所	
	氏名	住所	
	氏名	住所	
	他人		
団体のPR			

第 1 2 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

選考結果通知書

年 月 日付けで提案のあった浜松市はままつ夢基金事業費補助金(団体支援補助事業・スタートアップサポート事業)について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
団体名	
選考結果	実施予定事業として 採択 ・ 不採択 とさせていただきます。
不採択の理由	
その他特記事項	

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話() -

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請書

下記のとおり、 年度浜松市はままつ夢基金(団体支援補助事業・スタートアップサポート事業)に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

記

1 交付申請

事業名	
補助金交付申請額	円
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで

本申請事業は、当該補助金の交付を受けようとする年度に、浜松市からの別の補助金等の交付を受けていない事業であることを申し添えます。

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円(補助金交付申請額の8割以内の金額を記入。)

(2) 理由

(3) 期日

(添付書類) 事業計画書(第14号様式) 事業収支予算書(第10号様式)
資金状況調(第23号様式) 概算払申請をする場合。

概算払の申請をしない場合は、上記の下線部を削除するものとする。

第14号様式

事業計画書(変更事業計画書)

事業名	
目的	
具体的な 事業内容	
活動場所	
対象	
期待される効果	

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）に係る補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 3 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得ること。
 - 4 補助対象事業の事業運営状況又は経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 事業完了後、速やかに指定する様式により、事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 6 規則に基づくこと。
 - 7 規則第 1 7 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 1 8 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 8 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損元金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 1 8 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第16号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話() -

浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市はままつ夢基金(団体支援補助事業・スタートアップサポート事業)に係る事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更する事業名

2 計画変更の理由

3 変更内容

4 変更後に交付を受けようとする補助金の額 円

(添付書類)

変更事業計画書(第14号様式)

変更事業収支予算書(第10号様式)

第17号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市はままつ夢基金事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで交付変更申請のあった浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）について、年 月 日付け浜松市指令 第号にての助成決定を申請のとおり変更決定いたします。

第18号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話() -

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市はままつ夢基金(団体支援補助事業・スタートアップサポート事業)に係る補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので届け出ます。

記

取下げの理由

第19号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市はままつ夢基金事業費補助金取下承認通知書

年 月 日付けで取下申請のあった浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）について、年 月 日付け浜松市指令 第号にての助成決定を申請のとおり取下する事を決定いたします。

第20号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

電話() -

浜松市はままつ夢基金事業費補助金事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号にて交付決定のあった、浜松市は
ままつ夢基金(団体支援補助事業・スタートアップサポート事業)が完了しましたので、
下記のとおり報告します。

記

1 団体名、事業名、補助金額等(各項目の記載枠サイズは、適宜加工してください。)

(1)団体名	
(2)事業名	
(3)事業費総額 および補助金 交付決定額	事業費総額 円 補助金交付決定額 円
(4)実施事業の 概要	

2 事業の目的について

(1)地域の課題	
(2)事業の目的・必 要性	
(3)事業の先進性 と独自性	

3 事業の実施内容

(1)事業内容		
(2)実施場所		
(3)対象者		
(4)実施体制と 事業スケジュール	人員配置・ 役割分担等	
	事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	実施スケジュー ール	

4 事業の目標と成果

(1)事業の目標と成 果の確認	事業の目標と その成果の確認 方法	
	目標達成のた めの工夫	
	事業終了後の 展開	

(添付書類)

事業収支決算書(第10号様式)

第 2 1 号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市はままつ夢基金事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）完了報告書等の審査の結果、下記金額を浜松市はままつ夢基金事業費補助金として確定いたします。

記

金 額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

請求書（概算払請求書）

金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日付け 第 号により、補助金交付の確定（概算払承認）を受けた浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）に係る補助金として、下記のとおり請求します。

支 払 方 法	口 座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 支 所	当座預金 普通預金	第 号
------------	------------	--------------------	-------------------	--------------	-----

口 座 名 義	
---------	--

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先）浜 松 市 長

住所又は所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

（ ） -

印

第23号様式

資金状況調

単位：円

月	収 入 (A)	備 考	支 出 (B)	備 考	差し引き (A) - (B)
合計					

第24号様式

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市はままつ夢基金事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市はままつ夢基金（団体支援補助事業・スタートアップサポート事業）に係る補助金の概算払請求書について下記のとおり承認します。

記

- 1 概算払の額 金 円
- 2 概算払いの時期 月
- 3 精算期日 年 月 日